

2人をいまずぐ保釈しろ

京都地裁に申し入れ(4/28 大阪実行委員会)



4月28日、武委員長と湯川副委員長の勾留決定取り消しと保釈を要求する申し入れ行動がおこなわれた。「労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会」(代表・樋口万浩 全港湾大阪支部委員長)がよびかけたもの。

申入書を受け取った刑事部主席書記官は、しっかりと伝えますと回答した。(申入書は2ページ参照)

また、この申し入れについては、毎日新聞、京都新聞、共同通信、産経新聞の4社が取材。事件の異常さが注目されはじめたことがわかる。(写真)

●勾留613日という異常

現在、武委員長は大阪拘置所、湯川副委員長は京都拘置所で勾留されている。

最初に逮捕された2018年8月28日からすでに21か月が過ぎて、勾留期間は今日でじつに613日になった。2人が最後に逮捕されたのは昨年9月4日のベストライナー事件だが、そこから数えてもすでに240日になる。あたりまえの労働組合活動で、なぜこんなデタラメな長期勾留がつづくのか。

じつは、大津地裁と大阪地裁は2人の保釈許可決定をすでに昨年8月までに出している。しかし、その少し前からはじまった一連の京都事件で、京都地裁が頑として保釈を認めないのだ。

京都地裁には、京都府警組織犯罪対策課と京都地検が昨年6月から9月にかけて事件化した、加茂生コン事件、近畿生コン事件、ベストライナー事件の3つが係属している。このうち、加茂生コン事件は2つの事件に分けて審理されていて、組合員2人を被告とする事件(加茂生コン第1事件)はすでに3月に第1回公判が開かれているし、その組合員2人はずっと以前に保釈されている。しかし、武委員長と湯川副委員長を被告とする加茂生コン第2事件は、近畿生コン・ベストと併合され、検察がこの併合事件で膨大な数の証拠を提出していて、公判前整理手続きが延々とつづいているのだ。裁判所はこの公判前整理手続きが終わらないうちは保釈を認める気がないようにみえる。

●大阪拘置所でコロナ感染者5人、自宅待機132人

新型コロナの感染が広がる現在、武委員長と湯川副委員長の健康が心配される。とくに、武委員長が勾留されている大阪拘置所では刑務官5人が感染。132人が自宅待機と4月15日に報じられている。拘置所は「3密」そのものだし、長期の独房生活で免疫力(2ページにつづく)

が低下しているおそれが大いにある。感染リスクは相当程度に高いといわざるをえない。勾留延長決定を取り消し、ただちに保釈すべきだ。

申し入れ書

2020年4月28日

京都地方裁判所所長 様
京都地方裁判所刑事総務 勾留係 様

「労働組合つぶしの弾圧を許さない実行委員会」
代表 樋口 万浩
大阪市港区築港1-12-27大阪港湾労働会館

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の労働組合活動について、貴裁判所で審理中の（令（わ）814、940、1105号）の武建一さん、湯川裕司さん勾留の即時取消及び保釈について申し入れます。

武さんが勾留されている大阪拘置所では新型コロナウイルスの所内感染が拡大しており危険な状態です。4月15日の報道では刑務官5名の感染、自宅待機132人とあります。武さんは高齢であり、拘置所内で疾病を発症したと聞いています。勾留は2年近くに及んでおり、免疫力の低下は当然で、このままの長期勾留は生命の危機を招きかねません。湯川さんも同様です。二人は幾つかの事件で起訴されていますが、大阪地裁、大津地裁は保釈を認めており、貴裁判所だけが勾留を続けています。2年に及ぶ長期拘禁となっています。国際法にも抵触する不当な拘禁です。特に武さんに対しては、大阪拘置所と京都拘置所の往復移送されるという負荷のかかる処置がおこなわれています。このことが彼の心身に与える影響を考えると許されない重大な人権侵害です。

この起訴事案は憲法28条に基礎をもつ労働組合活動を理由にした不当逮捕・起訴事案であり、労働法学会の有志からも抗議が発せられ、雑誌「世界」でもこの問題の不当性への警鐘が毎回取り上げられ戦後最大の労働運動弾圧事件とも言われ、社会問題となっています。それらのことから長期拘禁は許されず、勾留取消及び保釈の即時の決断を求めます。

- 一、 武建一さん、湯川裕司さんに対し直ちに勾留取消及び保釈を決定せよ。
- 二、 貴裁判所は、二人の健康状態を正確に掌握し、健康保持のための必要な措置を速やかに行うこと。

以上